

# 生衛土佐

SEIEI-TOSA

平成31年1月

第99号

編集・発行

(公財)高知県生活衛生営業指導センター  
〒780-0822 高知市はりまや町3丁目7-6

Tel.088-855-5100

<http://www.seiei.or.jp/kouchi/>

発行人/理事長 東崎 幸男



謹んで  
新年のお慶びを  
申し上げます。

桂浜



## 新年のご挨拶

公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター

理事長 東崎 幸男



新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、夢あふれる輝かしい平成 31 年の新春をさわやかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素は公益財団法人高知県生活衛生営業指導センターの事業運営に多大なご支援ご指導を賜わり、心から厚く御礼申し上げます。

昨年の日本は、北朝鮮問題、トランプ大統領一国主義や自然災害の脅威と暗い話が多い一方、ここ高知においては、7月にオーテピアの開館、西部方面高規格道片坂バイパスの開通、そして天皇皇后両陛下の御来高と明るい話題も多くありました。

今年は、全国統一地方選挙も控え、7月の参院選は「特区」のままでGO!!

そして、10月には消費税 10%、軽減税率の開始と、

業界においても大きな変化の年となることでしょう。この環境の変化を業界の発展に繋げていくためにも、日本政策金融公庫の生活衛生資金の貸し付け規模は、削除されることなく 1,150 億円を確保されておりますので、振興事業資金貸付制度を広くご利用頂き、当センターを有益にご活用下さいませ。

また、本年は 2 年に一度の高知県生衛業推進大会が予定されております。引き続き、お客様に「喜び、癒し、感動」を与える生衛 9 団体及び連合会と共に、「高知家」のメンバーとしてスクラムを組み前進して参りましょう。

最後になりましたが、皆様方の益々のご繁栄、ご健勝を心よりご祈念申し上げます、  
新年の挨拶とさせていただきます。





## 新年のご挨拶

高知県健康政策部

部長 鎌倉 昭浩



平成 31 年の年頭に当たり、謹んで新春のお喜びを申し上げます。

生活衛生関係事業者の皆様方には、本県の公衆衛生や豊かな県民生活の維持向上のために、日頃から多大なご協力を賜っておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。また、安全・安心の目印である標準営業約款制度（S マーク）の普及促進や後継者育成のための事業等、業界の発展や衛生水準の向上に積極的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

現在、生衛業界は、HACCP を制度化する食品衛生法の改正や受動喫煙対策を強化する健康増進法改正などにより、新しい局面を迎えております。今後とも、消費者ニーズに的確に対応しながら、地域に寄り添った活動を進めていただきますことを願っております。

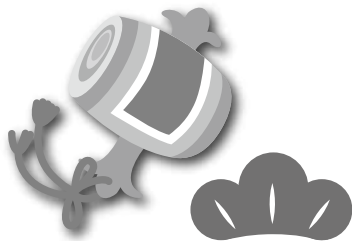
さて、県では、「第 3 期日本一の健康長寿県構想」を策

定し、地域地域で安心して住み続けられる県づくりや少子化対策の抜本強化など、5 つの大目標を掲げて取り組んでいるところです。

この取組を進めるにあたって、日常生活に最も密着した存在である生衛業の皆様方は、日頃より地域の連携を念頭において安全で安心なサービスや商品の提供を行い、また、地域交流を一層深めるような活動を通じて、県民の皆様が健康で快適な生活を送る上で重要な役割を担っていただいております。

皆様方におかれましては、引き続き衛生水準の向上及び確保の観点から、県の施策にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本年が業界や皆様にとりましますますのご発展とご繁栄の年になることを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

日本政策金融公庫 高知支店

支店長 小原 励一



2019 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、平成 30 年 7 月豪雨等の自然災害が発生し、景気に及ぼす影響が懸念されましたが、「志国高知幕末維新博」などを訪れる観光客や個人消費は堅調に推移するなど、高知県経済も緩やかな回復基調が続きました。新たな年は、生活衛生関係営業の皆様にとってさらなる飛躍の年となることを願っております。

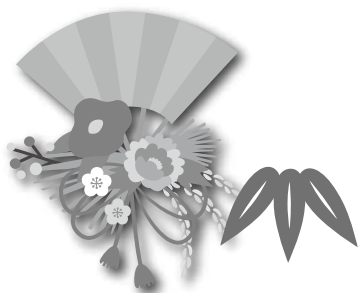
これまで日本政策金融公庫では、政策金融の的確な実施とともに、生活衛生同業組合や生活衛生営業指導センターと連携した「経営課題解決セミナー」の開催や、訪日外国人客対応のための宿泊業向け「外国人客おもてなしガイドブック」や「指差しコミュニケーションツール」の作成、事

業承継の可能性を見つけていただくことを目指した「事業引継ぎの可能性発見ガイド」など、生活衛生関係営業の皆様への経営課題解決に向けた情報発信の充実にも取り組んでまいりました。

今後もより多くの皆様のお役に立てるよう、金融面での積極的な支援を行うとともに、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信を行い、業界全体の活性化に向けて取り組んでまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって実り多い素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

# 新年のご挨拶



高知県生活衛生同業組合連合会

会長 三宮 豊辰

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに佳き新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと景気は緩やかに持ち直しているものの、少子高齢化に併せて地方は人口の減少と後継者不足、また気候要因などの影響もあり、相変わらず低迷しているように思われます。

2019年におきましては、取組として9組合の組合員の皆様のお力をお借りしながら組合員の増加と後継者の育成など、生衛業が抱える様々な課題の解決に向けて、取り組んで参りたいと考えております。

本年は、2年に一度の第25回高知県生衛業推進大会が予定されております。お客様の安全・安心そして生衛水準の維持向上に努め生衛9団体が全力で取組んで参りたいと考えております。本年もどうか宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



## 本年もよろしくお願ひいたします

公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター

理事長	東崎	幸男
副理事長	三宮	豊辰
副理事長	木村	浩二
専務理事	西森	一誠
理事	安藤	徹
理事	藤本	正孝
理事	田原	周索
理事	梅下	敬介
理事	中越	泰雄
理事	三谷	勝義
理事	堀川	重夫
監事	稲本	文男
監事	西村	富美子

評議員	入福	聖一
評議員	古谷	博
評議員	嘉数	実
評議員	亀井	秀彦
評議員	岡内	啓明
評議員	野村	純司
評議員	小原	励一
評議員	宮村	耕資
評議員	中山	茂
評議員	畠中	貴行
評議員	元植	みぎわ
評議員	田上	武男

### 事務局

事務局長	西森	一誠
経営指導員	山本	多恵子
経営指導員	津野	恵
事務職員	額田	美智



# 生活衛生功労者表彰 栄えある受賞おめでとうございます

平成30年度生活衛生功労者として、次の方々が、栄えある表彰を受賞されました。

この表彰は、生活衛生関係営業に関して、永年にわたり生活衛生同業組合の組織力強化と衛生水準の改善向上等生活衛生業界発展のために顕著なる功績をあげられた方々であり、心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

## 厚生労働大臣表彰 (敬称略)

高知県旅館ホテル生活衛生同業組合  
副理事長 米澤 善吾  
高知県喫茶飲食生活衛生同業組合  
副理事長 山脇 寿且

## 全国生活衛生同業組合中央会 理事長表彰 (敬称略)

高知県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理事 川田 梓  
高知県社交飲食業生活衛生同業組合  
副理事長 秋森 清郎  
高知県理容生活衛生同業組合  
理事 渡辺 優一

## 平成30年度 クリーニング師研修及び 業務従事者講習開催の お知らせ

クリーニング業法の規定により、クリーニング師は研修が、営業者は業務従事者に講習を受講させることがそれぞれ義務付けられています。該当される方は必ず受講されるようお願いいたします。

日 時：平成31年2月3日(日) 午後1時から午後5時まで  
場 所：高知共済会館

受講料：クリーニング師研修 5,000円  
業務従事者講習(通信教育型) 4,500円

遠隔地の方や、当日の集合研修に参加できない方を対象に通信教育による研修も実施します。なお、不明な点については左記までお問い合わせください。

(公財)高知県生活衛生営業指導センター  
☎(088)855-5100



## 生活衛生同業組合の組織強化のため 組合への加入を呼びかけよう

生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に基づく営業者の自主的な活動団体で、県内には9つの組合が以下のような事業等を行っています。

- ◎ 組合員に対する衛生施設の維持改善・経営の健全化に対する指導
- ◎ 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- ◎ 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ◎ 組合員の福利厚生に関する事業
- ◎ 組合員の共済に関する事業



### 組合加入の メリット

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。  
組合では、組合事務所や保健所等で、情報の交換・研修会・融資の相談をはじめ各種の行事(事業)を行っています。特に、組合員であれば、日本政策金融公庫の生活衛生関係融資が一般の営業者に比べて有利な条件(●融資限度額が大きい ●貸付期間が長い ●金利が低い ●無担保・無保証人の融資制度が利用できる ●振興事業促進支援融資制度の利用で更に0.15%の金利低減がある等)で利用できる特権があります。

## 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催

生衛業における衛生の確保を効果的に進めていくため、行政による衛生監視・指導等を補完する見地から、生衛組合による衛生水準の確保・向上に関する専門的知識・技術向上のための講習・研修会の開催、自主管理点検票の普及のための指導・啓発等の活動を行うとともに、組合活動の活性化が求められています。

こうしたことから、全国センターにおいて、昨年度に引き続き「衛生水準の確保・向上事業」を実施することとなり、当センターにおいても広報事業や組合活動の活性化のため、行政や日本公庫及び各生衛組合の協力を得て、8月28日に「標準営業約款推進協議会」と併せて「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。



## 平成30年度経営特別相談員研修会の開催

高知県知事から委嘱を受けている生活衛生関係営業に携わる生活衛生営業経営特別相談員に対し、知識の習得、資質と能力の養成及び向上を図ることを目的として、平成30年度生活衛生営業経営特別相談員研修会を平成30年7月9日高知サンライズホテルに於いて開催しました。

研修会では「生活衛生行政の現状と課題」についての講義のほか日本政策金融公庫福山課長から「生活衛生改善貸付の信用調査の進め方」、NPO 法人こうち企業支援センターの田村経営コンサルタントから「収益力向上施策について」、また高知労働局の矢野推進監理官からは「最低賃金制度知識向上について」と題した講演をいただき、参加した20名の経営特別相談員は熱心に聴講しました。

研修会の終了後、指導センターから全員に修了証書を交付しました。また、経営特別相談員の養成講習会を同時に開催し、12月末現在、委嘱を受けている特相員は総数32名となっています。



## 消費者懇談会を開催中

平成30年10月22日中央西福祉保健所管内で消費者対策事業として、消費者代表との懇談会と税務講習会を開催しました。あわせて県主催の生活衛生協議会に参加し、行政、組合、センターで新規組合加入について申し合わせました。

なお、高知市は、来る1月28日税務講習会もあわせて開催の予定です。



## 標準営業約款の店舗登録で 経営の安全・安心を!!

厚生労働大臣認可の生活衛生営業標準営業約款制度に従って営業しているお店で、安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。

高知県では、理容業・美容業・クリーニング店のお店が対象となっており、登録店には標識と表示があります。



## 受動喫煙防止対策の強化！ 健康増進法一部改正

### 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 改正の概要

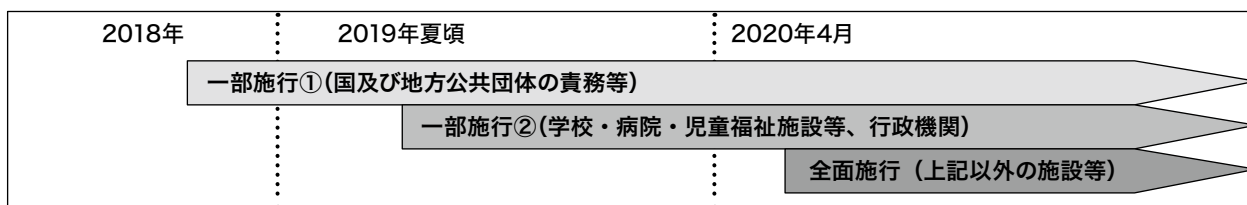
1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう防止、連携、調査研究の推進に努める。
2. 多数の者が利用する施設等において、一定の場所を除き喫煙を禁止する。

原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール			
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙※)	経過措置	
		当分の間の措置	別に法律が定める日までの間の措置
B 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	加熱式たばこ  原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万以下)かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

### 施行スケジュール

施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



### 義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
  - 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
  - 【施設等の管理権限者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
    - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則(過料)適用する。

詳細は、厚生労働省のホームページを参照してください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

# 「国の教育ローン」



**ご融資額  
350万円**

高校や大学、専修学校、各種学校などご融資の対象となる学校に入学や在学される生徒の保護者の方は、日本政策金融公庫国民生活事業の「国の教育ローン」を利用することができます。

- ※ご融資限度額 生徒お一人につき350万円以内
- ※利率 年1.78% (平成30年11月12日現在)
- ※ご返済期間 15年以内  
(交通遺児家庭や母子父子家庭等は18年以内)  
(元金据置期間は、在学期間以内)
- ※保証 (公財)教育資金融資保証基金又は保証人(1名以上)
- ※ご返済方法 毎月元利均等返済  
ボーナス月増額返済もできます
- ※詳しくは、右記コールセンターにお問い合わせください。

「国の教育ローン」に関する  
お問い合わせご照会は

ハローコール

**0570-008656**

※全国どこからでも市内通話料金で  
ご利用いただけます。

## 生活衛生関係営業のみなさまへ 振興事業貸付のご案内

振興事業貸付は、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度で、生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件(ご融資額、ご返済期間、利率等)が有利となっています。新たに事業を始める方にもご利用いただけます。

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ~7億2,000万円以内(注1)	5,700万円以内
ご返済期間	20年以内	7年以内
据置期間	2年以内	
主な利率(年利)(注2)	特別利率C (0.30%~1.55%)	基準利率 (1.16%~2.06%)

※ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注1) 設備資金のご融資額は業種により異なります。

(注2) 利率は、平成30年11月9日現在のものです。ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。また、金融情勢によって変動いたしますので、お借入利率は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

### 振興事業促進支援融資制度

生活衛生同業組合から事業計画等の確認を受けた方は、振興事業貸付に定める利率から0.15%(年利)引き下げます!

(ご利用例) 店舗改装資金として700万円を10年返済で借入。振興事業促進支援融資制度を利用した場合

一般貸付と振興事業貸付の当初1年間の支払額比較



**日本政策金融公庫**

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

〒780-0834 高知市堺町2-26

TEL(088)822-3191(高知支店)

**事業資金相談ダイヤル**

(行こうよ!公庫)

**0120-154-505**

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

